

## 後期高齢者医療保険料率

令和6・7年度保険料率

均等割額 43,800円

所得割率 8.53%

令和8・9年度保険料率(医療分)

均等割額 **48,800円**  
(5,000円引上げ)

所得割率 **8.50%**  
(0.03ポイント引き下げ)



令和8年度保険料率(子ども分)

**新設** 均等割額 **1,366円**

所得割率 **0.26%**

後期高齢者医療保険料は、令和8年度から今までの医療分にあたる保険料に、**子ども・子育て支援納付金分(子ども分)の保険料**を合算して決定します。また、令和9年度の子ども分保険料率は、令和8年度中に決定します。

### 令和8・9年度保険料率改定の理由

保険料率が上がる理由

- 医療保険制度改革・・・後期高齢者負担率、出産育児支援金負担率の増加等
- 1人当たり医療給付費の増加・・・診療報酬の改定、医療の高度化等
- 子ども・子育て支援金制度の開始・・・令和8年度から子ども子育て支援金制度に係る保険料の徴収開始

保険料率の上昇抑制策

- 「財政調整基金」及び県に設置されている「財政安定化基金」を活用し、保険料率の急激な上昇を抑制しています。

### 令和8年度の後期高齢者医療保険料額の計算方法



※1：被保険者と世帯主の所得が少ない場合、均等割額の軽減が適用される場合があります。(軽減額：7.2割(子ども分7割)・5割・2割。詳しくは裏面をご覧ください。)

※2：被保険者の所得は、「総所得金額等－基礎控除(43万円)を原則とします。

※3：保険料の年額の上限(賦課限度額)は、国の政令改正により、医療分が85万円、子ども分は2万1千円となります。

後期高齢者医療制度は、世代間で負担を分かち合い、国民全体で支え合う制度です。

費用	医療給付費 (保険医療機関等への支払や健康診査に要する費用など)		
収入	公費(国・県・市町村) (約5割)	現役世代からの支援金 (約4割)	保険料 (約1割) ※

※保険料率の上昇抑制のための対策(財政調整基金・財政安定化基金の活用)

## 保険料の軽減

### 均等割額の軽減

#### 【医療分】

同じ世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等(※4)の合計額(軽減判定所得)が次の軽減判定基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額		令和7年度と令和8年度の比較
		令和7年度	令和8年度	
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)	7.2割	13,140円	13,664円	+524円
基礎控除額(43万円)+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)	5割	21,900円	24,400円	+2,500円
基礎控除額(43万円)+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)	2割	35,040円	39,040円	+4,000円

#### 【子ども分】

同じ世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等(※4)の合計額(軽減判定所得)が次の軽減判定基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
		令和8年度
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)	7割	409円
基礎控除額(43万円)+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)	5割	683円
基礎控除額(43万円)+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)	2割	1,092円

※4：「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです。

均等割額の軽減判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。

65歳以上(1月1日現在)の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差し引き、さらに15万円(高齢者特別控除)を差し引いた額で判定します。

※5：「年金・給与所得者の数」は、世帯主及び被保険者のうち、以下のいずれかに該当する人の数です。

- ・令和7年12月31日現在 65歳未満で、公的年金等収入額が60万円を超える方
- ・令和7年12月31日現在 65歳以上で、公的年金等収入額が125万円を超える方

### 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入した日の前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入後2年を経過する月分まで均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

ただし、被用者保険の被扶養者であった方が、所得の少ない方に対する均等割額の7割軽減にも該当する場合には、軽減される割合が軽減割合が高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減(均等割額の7割軽減に該当する方は、割合の高い方を優先)
所得割額	かかりません(負担なし)

※被用者保険とは・・・○全国健康保険協会(協会けんぽ) ○各健康保険組合 ○共済組合 ○船員保険  
(市町村国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。)

## 年間保険料額の例

### 単身世帯のケース（年金収入のみ）

年金収入額	均等割額 軽減割合	令和7年度 保険料額	令和8年度		保険料額合算	令和7年度 との比較
			医療分	子ども分		
153万円	7割軽減	13,100円	13,600円	400円	14,000円	+900円
168万円	7割軽減	25,900円	26,400円	700円	27,100円	+1,200円
199万円	5割軽減	61,100円	63,500円	1,800円	65,300円	+4,200円
225万円	2割軽減	96,400円	100,200円	2,900円	103,100円	+6,700円
300万円	軽減なし	169,100円	173,700円	5,100円	178,800円	+9,700円

### 夫婦2人世帯で、夫は年金収入のみ、妻は年金収入80万円以下のケース

年金収入額	均等割額 軽減割合	令和7年度 保険料額	令和8年度		保険料額合算	令和7年度 との比較
			医療分	子ども分		
夫：153万円	7割軽減	13,100円	13,600円	400円	14,000円	+900円
妻：80万円	7割軽減	13,100円	13,600円	400円	14,000円	+900円
世帯合算		26,200円			28,000円	+1,800円
夫：229万円	5割軽減	86,700円	89,000円	2,600円	91,600円	+4,900円
妻：80万円	5割軽減	21,900円	24,400円	600円	25,000円	+3,100円
世帯合算		108,600円			116,600円	+8,000円
夫：280万円	2割軽減	143,300円	146,900円	4,300円	151,200円	+7,900円
妻：80万円	2割軽減	35,000円	39,000円	1,000円	40,000円	+5,000円
世帯合算		178,300円			191,200円	+12,900円
夫：300万円	軽減無し	169,100円	173,700円	5,100円	178,800円	+9,700円
妻：80万円	軽減無し	43,800円	48,800円	1,300円	50,100円	+6,300円
世帯合算		212,900円			228,900円	+16,000円

※令和8年度・令和9年度における【医療分】の均等割軽減7割は「7.2割軽減」を適用する。

※保険料額は、実際の保険料額計算と同様に、均等割額と所得割額の合計した額の100円未満切り捨てを行った額となっている。

## 保険料率改定についてのQ&A

### Q. 保険料率はどのように決まるのか？

- A. 保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、算出方法が定められています。
- 【医療分】の保険料率は、今後2年間（令和8・9年度）で必要な費用の額（医療給付費、保健事業に要する経費及び葬祭事業費等）から、保険料以外の収入の額（国・県・市町村からの負担金、現役世代からの支援金等）を差し引くことにより、保険料として必要な金額を算出し、被保険者数や所得の見込み等を考慮して保険料率を決定します。
- また、【子ども分】の保険料は、令和8年度から新設された「子ども子育て支援金」の支援納付金の総額を、後期高齢者医療保険、国民健康保険、被用者保険で按分し、被保険者数や所得の比率等から岩手県後期高齢者医療広域連合の概算納付額を算出、被保険者数や所得の見込み等を考慮して保険料率を決定しています。
- 【医療分】と【子ども分】の保険料率によりそれぞれ保険料を算出し、合算して【後期高齢者医療保険料】として納付いただくこととなります。

### Q. 保険料が上がる理由は何ですか？

- A. 保険料は、今までの【医療分】の保険料に加え、令和8年度からは【子ども分】の保険料も合算し算定されます。
- 【医療分】の保険料は、広域連合から医療機関へ支払う医療給付費（医療費から被保険者の窓口負担を除いた分）の約1割分に充てています。
- 令和8・9年度は、医療保険制度改正による後期高齢者負担率※6の上昇、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の増加、診療報酬改定や医療の高度化等によって年々増加する1人当たり医療給付費の影響等により、保険料で賄うべき額（＝保険料額）の増加は避けられない見通しです。
- このため、令和8・9年度の医療給付費を保険料で賄えるよう、保険料率※7の引き上げを行いました。
- 【子ども分】の保険料は、令和8年度から新たに始まる子ども子育て支援金制度によって、後期高齢者医療保険の納付金額が定められ、これに合わせて保険料率を決定しているもので、令和9年度の保険料率は令和8年度中に決まります。
- ※6：医療給付費における後期高齢者負担（保険料）の割合のことで、国が決定します。現役世代からの支援金（医療給付費の約4割分）を担う現役世代の人口が年々減少している中、現役世代1人当たりの負担の増加を緩和するため、世代間負担の公平性の観点から、後期高齢者負担率が上昇しています。
- ※7：増加する保険料額を全て保険料で賄おうとすると、保険料率の大幅な引き上げが必要となるため、被保険者の負担軽減や激変緩和の観点から、広域連合や県の基金を活用することにより、保険料率引き上げの抑制を図りました。

### Q. 子ども子育て支援納付金を、どうして高齢者も払うのですか？

- A. 医療給付費の約4割は、現役世代からの支援金が充てられています。子どもたちも成長し、やがて現役世代となって社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるものとして、独身の方を含め高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える共助の仕組みとなっています。

### Q. 私の令和8年度の保険料額はいくらですか？

- A. 令和8年度の保険料額は、令和7年中の所得によって決まります。具体的な保険料額については、令和8年7月以降に送付される保険料額決定通知書でご確認ください。